

# 安心して暮らせるまち古賀をめざして・・・

＊古賀市災害時要援護者台帳への登録をお願いします＊

## 1 なぜ、地域での避難支援が必要なの？

大規模な災害発生直後は、電話の不通や道路の寸断などにより、消防や警察などの公的機関は現場に到着できなかったり、到着が大幅に遅れたりするなど、十分な対応ができない可能性があります。



このようなときには、近所の人や自主防災組織などが協力しながら、**地域ぐるみ**で**安否確認**や**避難支援**などの対策を行うことが重要となります。

## 4 要援護者台帳に登録するとどうなるの？



登録した名簿は避難誘導、安否確認、防災訓練などの支援に役立てられます。

避難支援団体の方々は避難誘導などを円滑に行うために、「だれが、だれを、どこに避難支援する」という具体的な支援方法について、要援護者台帳に登録された方と確認をとりながら、隣近所の方などの実際の避難支援者を探してつないでいきます。そして、要援護者一人ひとりに合わせた**「個別計画」**の作成を進めていきます。

【避難支援団体】(予定)

＊町内会・自治会 ＊民生委員・児童委員協議会 ＊消防団 ＊消防本部  
＊社会福祉協議会(福祉会) など

市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者のみなさんに、安全・確実に避難していただくために、「**古賀市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)**」を策定しました。

このプランをもとに、災害発生時や、災害のおそれが高まったときに支援が必要な方々に対して、災害に関する情報伝達や避難誘導などの支援体制について地域のみなさんとともに整備し、安心して暮らせるまち古賀をめざしたいと考えています。

## 3 支援を希望する場合はどうすればいいの？

同意確認のうえ「要援護者台帳」に登録します。

【要介護の人】**【障害のある人】**  
に該当するみなさん  
市から郵送などで登録の意思確認をします。



【高齢者】に該当するみなさん  
民生委員・児童委員が訪問し、登録の意思確認をします。



要援護者台帳  
氏名・性別・生年月日・住所・行政区  
組合・電話番号・その他(介護認定・  
障害手帳の有無)などを登録



市がとりまとめます

登録に同意した方の  
名簿を避難支援団体に提供します。



## 2 避難支援の対象になる人はだれなの？

在宅で生活する①～⑥のみなさんが「災害時要援護者」として対象となります。

【要介護の人】

①介護保険の要介護3以上の人

【障害のある人】

②身体障害者

・視覚障害1、2級の人

・肢体不自由1、2、3級の人

・聴覚音声障害2級の人

・内部障害1、2級の人

③知的障害者

・療育手帳A、Bの人

④精神障害者

・精神障害者保健福祉

手帳1級の人

【高齢者】

⑤70歳以上の一人暮らしの人

⑥75歳以上の高齢者のみの世帯の人

※ほかにも、①～⑥に準じる状態の人や、生活の実態等から支援が必要であると認められる人も、対象となることができます。福祉課にご相談ください。



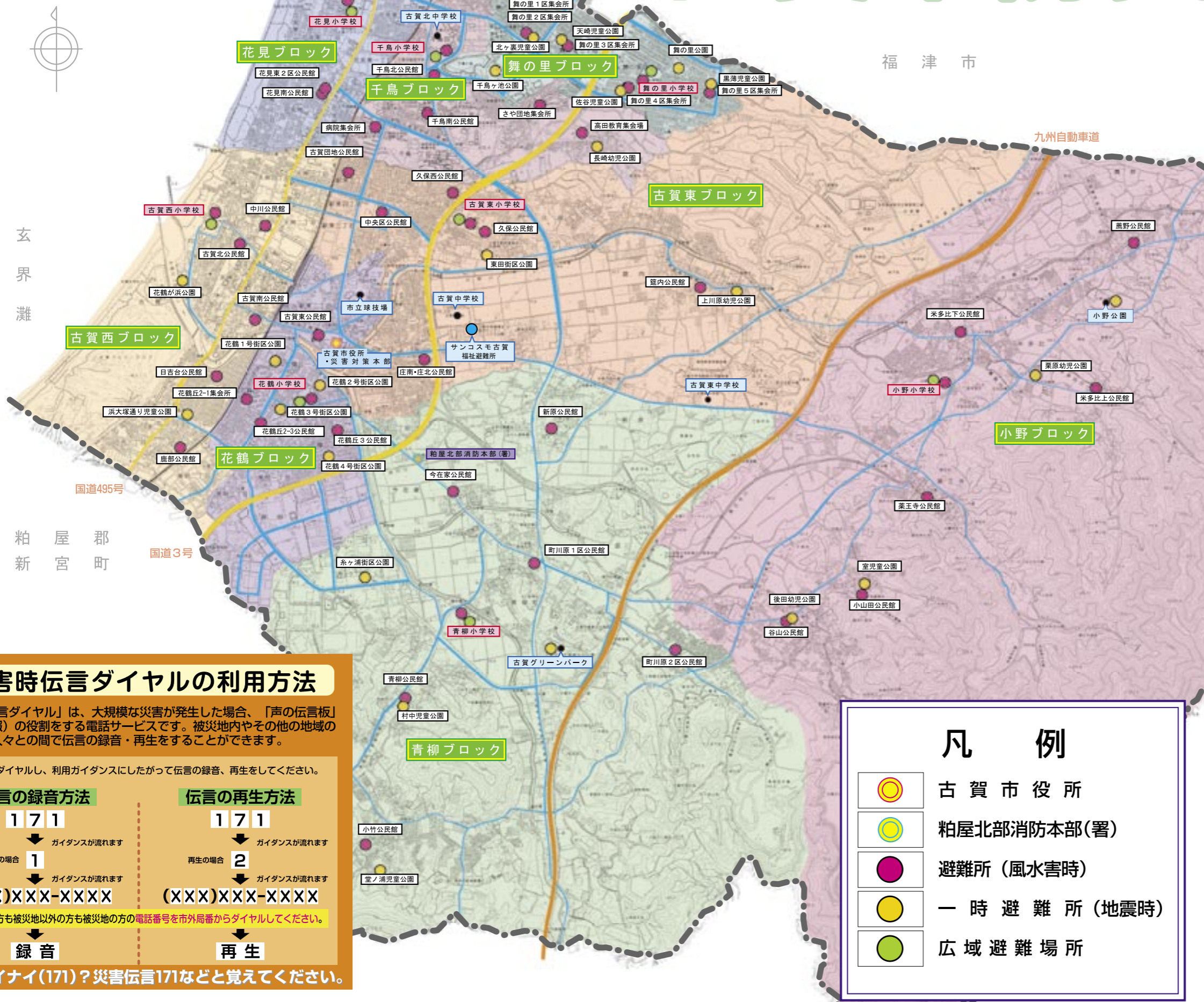
## 5 地域で安心してくらすために

災害時の避難支援の基本は日頃からの**地域の助け合い「共助」**です。要援護者台帳への登録は災害時に地域の助け合いにより被害を減らそうとする取組みの一つであり、登録したからといって災害の状況によっては必ずしも支援を受けられるとはかぎりません。また支援する方が責任を負うものでもありません。支援を希望する方自身も常に**自分の身は自分で守るという「自助」**の意識を持って日頃から積極的に周りの人とコミュニケーションをとるように心がけましょう。



平成22年 4月現在

# 古賀市防災マップ



我が家の避難場所

緊急連絡先

施設名	電話番号
古賀市役所	942-1111
サンコスモ古賀	942-1150
粕屋北部消防署	944-0131
火災・救急	119
火災問合せ	0180-999-092
粕屋警察署	939-0110
緊急時	110
九州電力	0120-98-6203
古賀市水道課	942-1129
NTT古賀営業所	113
ガス(西部ガス)	631-0919
<b>避難圏</b>	
古賀東小学校	942-3935
古賀西小学校	942-4381
青柳小学校	942-2331
小野小学校	946-2331
花鶴小学校	943-5000
千鳥小学校	944-1341
舞の里小学校	942-0381
花見小学校	943-8282

### 災害時伝言ダイヤルの利用方法

「災害時伝言ダイヤル」は、大規模な災害が発生した場合、「声の伝言板」(安否情報)の役割をする電話サービスです。被災地内やその他の地域の人々との間で伝言の録音・再生をすることができます。

[171]をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音、再生をしてください。

#### 伝言の録音方法

171

ガイダンスが流れます

録音の場合 **1**

ガイダンスが流れます

(XXX)XXX-XXXX

被災地の方も被災地以外の方も被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。

**録音**

#### 伝言の再生方法

171

ガイダンスが流れます

再生の場合 **2**

ガイダンスが流れます

(XXX)XXX-XXXX

**再生**

忘れてイナイ(171)?災害伝言171などと覚えてください。

### 凡例

- 古賀市役所
- 粕屋北部消防本部(署)
- 避難所(風水害時)
- 一時避難所(地震時)
- 広域避難場所

- 避難所(風水害時)**  
風水害時に避難者を収容し、生活の救済を図る応急生活の場所(学校の校舎・体育館、公民館などの公共施設)です。地震による災害時は広域避難所に避難してください。
- 一時避難所(地震時)**  
地震の時に一時的に避難する場所です。
- 広域避難場所**  
各小学校単位での(二次的)避難の目的地となる場所(比較的大規模なスペースを有する学校グラウンドなど)です。
- 避難圏**  
適正な避難距離を考慮したエリアをいいます。原則として各避難圏にひとつの広域避難場所を設けています。(古賀市では、小学校区の8ブロックに分かれています。)